

## 工事費等内訳書の取扱いについて

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）第 12 条の規定に基づき、いなべ市（以下「発注者」という。）発注の工事又は測量、建設コンサルタント業務（以下「工事等」という。）において入札時に提出を求める工事費等内訳書（以下「工事費内訳書」という。）の取扱いについては次のとおりとする。

### 1 工事費内訳書の提出を求める工事等

入札公告又は指名通知等において、工事費内訳書の提出を求めている工事等とする。ただし、単価契約に係るものを除く。

### 2 工事費内訳書の提出について

発注者が指定した工事費内訳書を使用するものとする。

電子入札の場合は、いなべ市電子入札システムにより工事費内訳書を提出するものとし、紙入札の場合は書面で提出するものとする。

### 3 工事費内訳書の確認及び審査について

#### (1) 工事費内訳書の確認及び審査の対象

落札候補者の工事費内訳書の確認及び審査を行う。ただし、一般競争入札の場合において、落札候補者が次順位者以降に移行した場合は、次順位者以降の者とする。

#### (2) 談合等不正な行為の疑義がある場合

開札後、全ての入札参加者について工事費内訳書の確認を行う。

#### (3) その他

ア 落札者を決定した後に落札者以外の入札参加者の工事費内訳書による入札の無効が明らかになった場合においても、落札決定後の入札事務を妨げないものとする。

イ 工事費内訳書の差し替え又は再提出は認めない。

ウ 工事費内訳書の不備で入札が無効となっても、談合等不正な行為が確認されなければ入札参加資格停止措置は行わない。

### 4 入札の無効等

(1) 工事費内訳書の確認及び審査した場合において、いなべ市契約規則（平成 22 年規則第 16 号）第 14 条各号に規定するもののほか、次のいずれかに該当する者の入札は無効とする。

ア 発注者が指定した工事費内訳書を提出しないとき、又は他の工事等の工事費内訳書を提出したとき

- イ 入札金額が工事費内訳書の合計金額と異なる入札をしたとき
  - ウ 一括値引きなど減額の項目が計上されているとき（スクラップ控除等を除く）
    - ※ 端数処理の合計が千円以上の場合は、一括値引きと判断する。
  - エ 記載すべき項目が欠けているとき
  - オ その他不備があるとき
- (2) 提出した工事費内訳書の不明な点を説明しない者は失格とする。

この取扱いは、平成 28 年 6 月 1 日以降に発注する工事等に適用する。